

(電子メール施行)

姫教教第7号

令和6年(2024年)4月2日

市立幼稚園・学校長 様

姫路市教育長

令和6年度姫路市立学校園一斉定時退勤日の実施について(通知)

このことについては、平成30年4月から本格実施しているところですが、令和5年度実施した「姫路市立学校園勤務時間適正化検討会」において、全市一斉定時退勤日の更なる充実について意見が出されました。

ついては、令和6年度は、5月から全市一斉定時退勤日を月2回に増やして、下記により実施します。このことについて、所属教職員に周知するとともに、校園長のリーダーシップのもと、勤務時間の適正化に向けた取組として推進願います。

記

1 ねらい

週1回の「教職員定時退勤日」を設定・実施することにより、教職員のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を充実させ、すべての教職員がゆとりをもって、幼児・児童・生徒としっかり向き合う時間の確保に努める。全市一斉定時退勤日を含む、週1回の「教職員定時退勤日」が完全実施できるよう取組を推進する。

2 実施対象

姫路市立幼稚園・小・中・特別支援・義務教育学校

3 実施方法

(1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日に、一斉の定時退勤日を設定する。

※ 第2月曜日若しくは第4月曜日が休日の場合は、第3月曜日に実施する。第3月曜日も休日の場合は、第5月曜日に実施する。

(2) 勤務時間終了後、1時間以内に退勤することを原則とする。

(3) 上記(1)の設定日に実施することが困難な場合は、設定日を変更して必ず実施する。

(4) 実施報告書は、各学期の終業式までに、常城管理指導主事に送付願います。

※ ファイル名の付け方

ファイル名は、「学校番号(半角)＋学校名＋定時退勤実施報告」

【例】 【101 砥堀小】定時退勤実施報告.xlsx

幼:001～、小:101～、中:201～、特別支援:401、義務:501～、あかつき:601

4 その他

(1) 保護者及び地域住民向け啓発文書を添付しますので、活用願います。

(2) 設定日を変更した場合、市教委への事前の変更連絡は必要ありません。

(3) 学校指導課に提出済みの4月月中行事予定表を再提出する必要はありません。

(4) 市教委事務局各課においては、月2回の定時退勤の設定日に16時30分以降の電話連絡及びメール送信を控えるよう周知徹底を図ります。